2019年4月5日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 第二地方銀行協会

企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準(案)」等 に対する意見

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、ご高配 を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 本会計基準(案)が、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させるとの趣旨は理解できるが、適用時期(質問 9-1)については、適用開始までに十分な準備期間が必要と考えることから、反対する。
- 以下、質問に対する回答を記載する。

質問5 (時価の算定方法に関する質問)

(回答)

- ・ 各インプットの定義、レベルの分類方法について、本会計基準(案)等に一定の 記載はあるが、具体性に欠けるため、ある程度の判断基準を示すなど、より明確 化すべき。
- ・ 「重要な影響を与える」(「時価の算定に関する会計基準(案)」第 12 項)に ついて、基準を明確化すべき。
- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」第36項~第38項において、 レベル2・3のインプットの例として、例えば有価証券や貸出金の時価を算定す る際に使用する「倒産確率」や「倒産時の損失率」等のインプットも示すべき。

(理由等)

・ 企業間で実務にばらつきが生じ、同じ金融商品であっても時価に差異が生じる など、結果的に国内の企業間における財務諸表の比較可能性が低下する懸念が ある。

質問6 (その他の取扱い)

(回答)

・ 第三者から入手した相場価格の検証における具体的な方法をわかりやすく示すべき。

(理由等)

・ 同じ金融商品であっても、価格(時価)に差異が生じることとなり、結果的に国 内の企業間における財務諸表の比較可能性が低下する懸念がある。

(回答)

・ 例えば天候デリバティブ、地震デリバティブ等について、評価技法やインプットの内容を第三者から入手したり検証することが困難な場合の取扱いを例示すべき。

(理由等)

・ 企業間で実務にばらつきが生じ、同じ金融商品であっても時価に差異が生じる など、結果的に国内の企業間における財務諸表の比較可能性が低下する懸念が ある。

(回答)

・ 銀行業における預金のうち要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなすことを継続すべき。

(理由等)

・ 要求払預金は金利が短期間で市場金利を反映することにより時価が帳簿価額に 近似していると考えられることから、現在価値技法等により時価を算出するコ ストに見合う便益はないと考える。

(回答)

・ 非上場デリバティブ取引の時価評価にあたり、「自らの信用リスクや相手先の信用リスクを時価に反映すること(CVA/DVA)が実務上困難な場合には、 重要性があると認められる場合を除いて、これらを加味しないことができる」 (JICPA 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 293 項)とする取扱いについては、継続すべき。

(理由等)

現行の取扱いが認められなくなると、実務上の負担が非常に大きい。

質問7 (市場価格のない株式等の取扱い)

(回答)

・ 時価を把握することが極めて困難であるとして、取得原価等に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額とするもののうち、「市場価格のない株式等」に含まれないものとは、どのようなものを想定しているのか。具体例を示すべき。

(理由等)

・ 企業間で実務にばらつきが生じ、同じ金融商品であっても時価に差異が生じる など、結果的に国内の企業間における財務諸表の比較可能性が低下する懸念が ある。

(回答)

・ 市場において取引されていない資産の売却によって受け取る価格の算出が極めて困難な社債その他の債券について、取得原価をもって貸借対照表計上額とする取扱いを継続すべき。

(理由等)

・ 仮に同じ社債等であっても、企業によって時価に差異が生じ、結果的に国内の 企業間における財務諸表の比較可能性が低下する懸念がある。

質問8 (開示に関する質問)

(質問 8-1) 開示項目に関する質問

(回答)

・ 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の記載については、一般 的な開示例が示されているものの、より詳細な例示を示してほしい。

(理由等)

- ・ 企業間で実務にばらつきが生じ、同じ金融商品であっても時価に差異が生じる など、結果的に国内の企業間における財務諸表の比較可能性が低下する懸念が ある。
- ・ 証券管理システムの開発が必要となる可能性があるなど、実務に影響がある。

質問9 (適用時期及び経過措置に関する質問)

(質問 9-1) 適用時期に関する質問

(回答)

・ 適用時期に関する提案には反対する。

(理由等)

- ・ 多額の金融商品を保有する金融機関にとって、時価評価にかかる規定・プロセス等の整備、評価方法の変更やレベル別の管理に伴うシステム対応等、相応の 負担があり、十分な準備期間(少なくとも2年)を要する。
- ・ 第三者から入手した相場価格の利用については、既存の価格検証プロセスとの 整合性の確認等のため会計監査人との協議等に長期間を要すると考えるほか、 必要に応じて時価の算定や管理を行うシステムの大幅な改修が必要となる。

質問10(設例に関する質問)

(回答)

・ 各設例の前提条件等の情報を具体化すべき。加えて、特に多額の金融商品を保 有する金融機関向けにより多くの設例を記載すべき。

(理由等)

・ 比較可能性を向上させるためには、本公開草案の設例以上に詳細な設例の記述が必要と考える。例えば、設例4の1. 前提条件(1)の「確率」や(3)の「リスク・プレミアム」で使用している数値について、算出過程や考え方の説明が必要ではないか。また、インカム・アプローチ等の評価技法の設例を充実させるなど、より詳細なガイダンスを作成することが、比較可能性の向上につながるものと考える。

質問11(その他)

(回答)

- ・ 財務諸表の国際的な比較可能性に対するニーズ等は財務諸表作成会社により違いがあり、本会計基準の適用に係るコストがベネフィットを上回る企業も存在すると考える。このため、現行基準との選択適用を認めるなど柔軟な取扱いとすべき。
- ・ 時価をもって貸借対照表価額としない貸出金等について、レベル別開示が求め られるのは時期尚早であり、金融商品に関する会計基準の改正の検討を踏まえ、 検討してほしい。

- ・ 本公開草案に沿った対応を行うためには、証券会社等のブローカーやベンダー との連携がより一層必要となる。そうした外部機関との連携が円滑に図れるよ う十分に周知等の対応を行っていただきたい。
- ・ 企業会計基準適用指針公開草案第 65 号「金融商品の時価等の開示に関する適用 指針(案)」の開示例
 - 3. 金融業 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 (2) 時価をもって連結貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債(25ページ)

以下のような開示例の記載について、変更の意図を説明することが、基準の理解に有用と考える。また、仮に評価方法の変更を要求するものでなければ、その点を明示すべき。

① 営業貸付金

現行:貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値、 又は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定し ているため、時価は連結決算日における貸借対照表計上額から現在の貸 倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価とする。

公開草案:貸倒懸念債権については、見積将来キャッシュ・フローの割引現 在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値 により時価を算定。

②銀行業における預金

現行:要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしている。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出している。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いている。

公開草案:要求払預金については、支払が要求される可能性のある最も早い日から、当該支払われる金額を割り引いて現在価値を算定。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定。割引率は、市場金利を用い、算定された時価はレベル2の時価に分類。

以上